

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年4月7日(木) 午前10時00分～10時40分

2. 開催場所 能勢町役場西館3階会議室

3. 出席委員 (16人)

農業委員	1番	前田	宗良
	2番	大上	弦
	3番	福井	明房
	4番	辰野	卓爾
	5番	原田	富生
	6番	龍見	敬明
	7番	木田	悦治
	8番	新谷	広治
	9番	東	昇
	10番	石塚	成子
推進委員	12番	福中	繁信
	13番	成田	周平
	2番	田畑	良信
	3番	濱	善男
	4番	西山	健
	7番	乾	義夫

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用の届出について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地
利用集積計画に対する意見決定について

その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき

書記 辻本 龍馬・佐圓 宏行

6. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。新年度に入って異動もあり、制度も色々変わり、皆さんにご負担がかかる可能性もございます。色々な事で皆さんにご協力いただく事もあります。具体的に申しますと、農業委員会の活動について、会議に出席して頂いて案件を審議していただく事でございます。それ以外に、これからの農地の在り方などいろんな形で、農業委員さん、推進委員さんにご協力いただかないといけないという事です。活動記録を日々付けてくださいという事になっております。皆さん、お忙しい中で「こんな事出来るか。」という話になろうかと思えます。そういった事も踏まえて、今後これを実行性のあるものとしていかないと。ただ書いているだけでは意味がないし、実のあるものになるかどうか考えないと。農業会議・大阪府・国などが管理するために、この資料を作らせるわけであって、この件については、府の農業会議のヒアリングがございまして、しっかりと意見させていただき、大きな流れとして、今までの議案の審議ではなく、活動として皆さんに負担がかかると思えます。推進委員さんは現場確認していただいておりますが、農業委員さんには今後、農地をどう管理していくかという事についてもみていきたいと思えます。それでは議事に入ります。

局 長 ありがとうございます。本日、資料の添付漏れが1件ございました。申し訳ございませんでした。本日、資料を配布させて頂いております。議案第1号の番号1 天王▲▲▲ 位置図につきまして添付漏れがございましたので、お配りしております。ご確認よろしく願いいたします。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数に達しておりますので本日の会議は成立しております。例によりまして、議長は会長をお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に、欠席の届が、11番 中井委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、2番 大上委員、3番 福井委員にお願いします。

議 長 つづきまして、議案第1号 農地法第3条に規定による所有権移転許可について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号1番について、乾委員をお願いします。

濱委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町天王 ▲▲▲ 田 1 8 1 m²
▲▲▲ 畑 1 3 2 m²
▲▲▲ 田 1 5 5 m²
▲▲▲ 田 1 6 8 m²
▲▲▲ 田 3 7 0 m²
▲▲▲ 田 1, 4 9 0 m²
▲▲▲ 田 7 4 3 m²
▲▲▲ 田 6 4 2 m²
▲▲▲ 田 1, 6 8 4 m²
▲▲▲ 田 1, 3 0 9 m²
▲▲▲ 田 2, 0 0 4 m²

3月24日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、譲受人である●●氏に売買の相談があり、申請があったものです。譲受人である●●氏は、当該申請地付近の農地を以前から耕作をされており、付近との関係も良好です。所有する水稲用の機具はすべて揃っており、何ら問題ないと思われます。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ない

と思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦勞様でした。続きまして番号2番については、西山委員お願いします。

西山委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町地黄 ▲▲▲ 田 2,972 m²

▲▲▲ 畑 466 m²

3月30日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、現在、町外にお住まいで、今後、当該申請地で農業を営む意向がないことから、譲受人である●●氏に売買の相談があり、申請があったものです。譲受人である●●氏は、現在約6反の農地で、水稻を耕作されており、農業経営の規模拡大を目的に農地を所得されるものです。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦勞様でした。続きまして番号3番については、田畑委員お願いします。

田畑委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町山内 ▲▲▲ 田 534 m²

3月28日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、高齢であり、今後も当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規

模拡大を目的に野菜等を栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。
地区担当委員より本件に対する意見を頂いたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 異議がないようですので、原案どおり許可することと致します。

議 長 つづきまして、議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用の届出について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、この意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号についてとどけでのとおり受理することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第2号について届出のとおり受理することといたします。

議 長 つづきまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし

議 長 ないようですので、お諮りを致します。議案第3号 農用地利用計画については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 異議がないようですので、原案どおり許可することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 次回の総会の日程について

日 時：5月9日（月）

会 場：本庁 第2会議室

開催時間：午前10時より

活動記録の方は、推進委員さんなどで使用して頂きますよう、よろしくお願いたします。

議 長 他の委員からご意見はありませんか。

各委員 なし

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
ありがとうございました。